# エンディングノートの活用

# ~法律的な観点から~

あげの法律事務所 弁護士 揚野江利子

# 第一 はじめに

エンディングノートの重要性、活用方法について、法律家の立場からお話します。

# 第二 意思決定の重要性

憲法13条 自己決定権

民法858条、876条の5第1項、876条の10第1項

平成29年 成年後見制度利用促進推進基本計画

成年被後見人等であって、医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、 具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

1

- 第三 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に 関するガイドライン 資料 1~3
  - 1 身寄りがない人の入院・医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(平成30年度厚生労働行政推進調査事業補助金「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班)、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(意思決定支援ワーキング・グループ)
  - (1)対象者 身寄りがない人

家族・親類への連絡がつかない状況にある人 家族の支援が得られない人

- (2)「身元保証・身元引受等」の機能・役割
  - ①緊急の連絡先に関すること
  - ②入院計画書に関すること
  - ③入院中に必要な物品の準備に関すること
  - ④入院費等に関すること
  - ⑤退院支援に関すること
  - ⑥(死亡時の)遺体・遺品の引き取りに関すること
- (3)本人の意思・意向の確認と尊重

原則:判断能力が不十分な人であっても、本人には意思があり、意思 決定能力を有する。

 $\downarrow$ 

本人の意思・意向を確認し、それを尊重した対応を行う。

î

エンディングノートの活用

### 本人の意思決定能力

- ・理解する力 説明の内容をどの程度理解しているか。
- ・認識する力 自分のこととして認識しているか。
- ・論理的に考える力 論理的な判断ができるか。
- ・選択を表明できる力 その意思を表明できるか。

- 2 成年後見制度と「身元保証・身元引受等」
  - (1)成年後見制度とは 資料4

認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が不十分な人が、 財産管理や日常生活での契約などをおこなうときに、不利益を被ることを防ぎ、権利と財産を守り、支援をする制度

選任までの期間 約1ヶ月半

費 用

約8000円

(弁護士・司法書士に依頼する場合には約10~15万円

※申立人に資力がない場合法テラスの利用可能)

※成年後見人等かどうかの確認について

登記事項証明書(東京法務局)

審判書と確定証明書(家庭裁判所)

① ノーマライゼーション

(個人としての尊厳にふさわしい生活を保護する。)

- ②自己決定権の尊重 (意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③本人保護
  - ①・②と③の調和から、成年後見制度は定められる。

(後述 成年後見制度利用促進基本計画1頁)

#### (2)種類

#### 任意後見制度

現在は十分な判断能力がある人が、将来、認知症などによって判断能力が十分でなくなったときに備えて、あらかじめ後見人(任意後見人)になってくれる人を決めておき、その人との間での「契約」に基づいて行われる制度

- ・公証役場で公正証書を作成して契約
  - ⇒判断能力が低下
- ・家庭裁判所で任意後見監督人選任

1

・任意後見人による後見等開始

## 法定後見制度

すでに判断能力が十分でない人のために、裁判所が成年後見人等を 選任し、保護開始

後見 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断すること ができない。

→代理権・取消権

保佐 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

→代理権(本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた特定 の法律行為)

同意権・取消権 (法律上定められた行為)

補助 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。

→代理権(本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた特定 の法律行為)

同意権・取消権(本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた特定の法律行為)

家庭裁判所へ申立→成年後見人等の選任

財産管理 ~契約の締結、費用の支払い等に関する職務

例) 預貯金の管理 年金等の受け取り 税金・公共料金の支払い

(財産保全の観点のみならず、)本人の意思決定支援や身上保護の側面も重視しましょう。

不動産の管理・処分、遺産相続

身上監護 ~医療、住居の確保

施設の入所・退所

介護

生活維持

教育・リハビリ等に関する職務

(3)成年後見制度利用促進法・同基本計画

成年後見制度利用促進法(平成28年4月成立) 資料5の1~5の5 成年後見制度の利用の促進について、基本理念を定め、国及び地方 公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる 事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策 を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年閣議決定)

(同基本計画1頁参照)

成年後見制度利用者が利用のメリットを実感できるように、 意思決定支援・身上保護の側面を重視しましょう。

※「補助や保佐類型の利用や、将来に備えての任意後見の活用」

今後の国の課題

成年後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援 →エンディングノートの活用 (4)成年後見人等は本人の法定代理人に当たるため、契約締結をするために必要と なる本人の個人情報について、医療機関から成年後見人等へ情報提供が可能。

# (5) ①緊急の連絡先 資料 6

成年後見制度を利用する場合は成年後見人等を利用する場合は成年後見人等に 緊急連絡先になるかどうかについて確認する。(専門職後見人の場合、夜間・土日 はどうするのか。)成年後見人が選任されていても、親族が緊急連絡先になるか。

#### ②入院計画書

家族、ケアマネジャー、相談支援専門員や友人・知人など、本人の身の回りの 人で、本人の入院診療についての説明に同席を希望する人がいる場合は本人の 意向を確認した上で、情報提供を行う。成年後見人等にも情報提供

Û

エンディングノートの活用

③入院中に必要な物品の準備に関すること 本人が準備できない場合、支援者が準備

Û

エンディングノートの活用

成年後見人等は、物品のリース契約(法律行為)は行うが、準備(洗濯等)という 事実行為はしない。※リース契約が望ましい。

# ④入院費等に関すること

原則:本人(保険証の確認)

例外:本人の病状により、本人が支払い困難な場合は、成年後見制度の利用 (親族が立て替え)

※成年後見人等は保証人になれない。

病院→医療費の請求→本人

↑ 求償権 (利益相反)

→保証契約→(連帯)保証人

※認知症になっても必ずしも銀行口座が凍結されるわけではない。 但し、本人の判断能力が不十分な場合には下ろせない。 →成年後見制度の利用

⑤退院支援 資料7 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

チーム支援の編成

支援環境の調整

親族

ミーティング

ケアマネジャー

アセスメントシート

施設長

包括支援センター

医療ソーシャルワーカー

精神保健福祉士

友人⇔エンディングノートの活用

⑥遺体・遺品の引き取り、葬儀

※後見類型については、家庭裁判所の許可の上、成年後見人が一部の死後事務 を行うことができる。

例)医療費、入院費、公共料金の支払い

死体の火葬・埋葬に関する契約の締結

(葬儀に関する権限なし)

- ※死亡届(7日以内)は、後見人等も出すことができる。
- ※親族等がいない場合の遺体・遺品の引き取り、葬儀等は市町村が行う。
- ※友人等に最期の見送りの同席について相談する。
- ※死後事務委任契約~遺体の引き取り、火葬・医療費・入院費、公共料金の支払 任意後見契約や遺言と共に公正証書により作成されることもある。
- ※未納の入院費・医療費の支払 相続人

成年後見人の死後事務

※銀行口座は凍結されるか。(銀行に知られなければ凍結されない。)

#### 第四 医療同意

- 1 医療行為に関する決定権、施設等の看取り同意書(介護報酬における看取り加算)は 一身専属権
- 2 判断能力が不十分な人の医療に係る意思決定への対応

**本人にとって何が最善であるか**について、本人に代わる者として最善の方針をとることを基本とする。

î

エンディングノートの活用

※保護者的立場にあって信用のおける家族に説明をすれば医師法第20条 の禁止行為には当たらず、違法性は阻却

# 医療行為になぜ本人の同意が必要か。

- ①医療侵襲行為は原則として違法
  - →違法性阻却(本人の同意により、刑法35条の正当行為)
- ②自己決定権(憲法13条)

裁判例;患者本人において、自己の状態、当該医療行為の意義、内容及びそれに伴う 危険性の程度につき認識しうる能力を備えている場合は本人の承諾を必 要とする。(札幌地判昭和53年9月29日)

裁判例;判断能力が不十分で、脳血管造影のように患者の精神的緊張が症状に悪影響 を及ぼすときは、特別の関係にある患者の近親者に対する説明とその承諾 があれば、患者に説明しなくとも説明義務を懈怠したことにならない。

(東京地判平成元年4月18日)

精神科医が患者に病名を告知せずに投薬した事例

判例: 末期がん患者本人に告知することが相当でない場合には、診療契約に付随する 義務として、連絡の容易な家族に連絡をとり、家族への告知の適否を検討し、 告知が相当であるときは告知の義務を負う。(最判平成14年9月24日)

3 成年後見人は医療同意をすることができない。

平成10年4月成年後見人制度の改正に関する要綱試案 補足説明(法務省民事局参事官室)抜粋

「成年後見人の権限は、意思表示による契約等の法律行為に関するものに限られるので身体に対する強制を伴う事項(健康診断の受診の強制、入院の強制、施設への入所の強制等)は含まれない。なお、意思表示による法律行為であっても、一身専属的事項(例; 臓器移植の同意等)は、成年後見人の権限には含まれないものと解される。|

「成年後見の場面における医療侵襲に関する決定・同意という問題は、・・・当面は社会通念のほか、緊急性がある場合には **緊急避難・緊急事務管理**等の一般法理に委ねることとせざるを得ないものというべきであろう。|

※事務管理(民法697条) 緊急事務管理(民法698条)

#### 4 厚生労働省の研究

平成31年4月24日 第66回社会保障審議会医療部会(厚生労働省) 「医療現場における成年後見人等の理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究|

# 第五 遺言

法定遺言事項 例)相続分の指定

遺産分割方法の指定

遺贈

付言事項 遺言者の感謝の気持ちや遺言を書いた経緯

法的拘束力ない

例) 葬儀

遺産分割方法の趣旨

# 第六 まとめ (エンディングノートの活用に向けて)

自分が自分であること、このあたりまえのことを大事にしましょう。自分が生れ、 生かされていることは奇跡です。

以 上

#### 添付資料

資料1 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人へ支援に関するガイドラインの発出について

資料2 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(周知依頼)

資料 3 身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて

資料4 成年後見制度の3類型の表

資料5の1 3本ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

資料5の2 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

資料5の3 代行決定のプロセス

資料5の4 後見人等として意思決定支援を行う場面とは

資料5の5 個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート

資料 6 緊急の連絡先の確認

資料7 ケアマネジャーの有無